

# 補助率算定表

(別表1)の基準補助率に(別表2)の1戸数補正及び2事業費補正をし、四捨五入により整数にして補助率とする。

(別表1)

事業種目	実施基準	基準補助率	補助率	備考
道路新設改良	新設、舗装、改良 1ヶ所10万円以上	30%	別表2による補正補助率	60%を限度とする
水路新設改良	かんがい用水路と排水路 新設、舗装、改良 1ヶ所10万円以上	30%	別表2による補正補助率	60%を限度とする
集落広場整備	屋外多目的広場整備 1ヶ所200㎡以上1000㎡以内、10万円以上200万円以内	-	50%以内	別表2は適用しない
町長特認事業	町長が特に必要と認めた事業 1ヶ所10万円以上	30%	別表2による補正補助率	60%を限度とする

(別表2)

1 戸数補正		2 事業費補正	
戸数区分	補正率(%)	事業費区分	補正率(%)
5 戸以下	190	300 千円以下	110
6 ~ 10	175	301 ~ 500	108
11 ~ 15	150	501 ~ 1,000	106
16 ~ 20	135	1,001 ~ 1,500	104
21 ~ 25	125	1,501 ~ 2,000	102
26 ~ 30	120	2,001 ~ 2,500	100
31 ~ 35	115	2,501 ~ 3,000	98
36 ~ 40	110	3,001 ~ 3,500	96
41 ~ 50	105	3,501 ~ 4,000	94
51 ~ 60	100	4,001 ~ 4,500	92
61 ~ 70	98	4,501 以上	90
71 ~ 80	96		
81 ~ 90	94		
91 ~ 100	92		
101 ~ 110	90		
111 ~ 120	88		
121 ~ 130	86		
131 ~ 140	84		
141 ~ 150	82		
151 ~ 200	81		
201 以上	80		